

行政視察 菅原 達 議員

日時: 平成29年10月23日(月)~10月25日(水)

場所: 兵庫県相生市、奈良県平群町

区間	交通手段		鉄道賃		特急急行	飛行機	その他	計
			キロ	金額				
佐野駅~相生駅	鉄道	往	772.2	10,800	5,810			16,610
相生駅~相生市役所前	バス	往復	4.4				380	380
相生駅~平群駅	鉄道	往	141.4	2,380				2,380
平群駅~佐野駅	鉄道	復	701.2	10,360	5,390			15,750
								0
								0
								0
								0
計				23,540	11,200	0	380	35,120

宿泊料@16,500×2泊	33,000 円
---------------	----------

交通費	35,120 円
-----	----------

(うち航空運賃)	0 円)
----------	------

計	68,120 円
---	----------

上記の金額は、佐野市職員等の旅費に関する条例及び佐野市職員等の旅費支給規則により算出した金額である。

議事課庶務係長

関口 一也



領収書

毎度ありがとうございます

佐野市議会公明党議員会様

手づくりの店みかわや

栃木県佐野市伊賀町85

電話0283-22-1158

FAX0283-22-6750

毎度ありがとうございます

2017年10月16日 14:56

行政視察牛土産社 0005

部門03 (相野・平群町) ¥1,500

部門03 ¥1,500

内税対象計 ¥3,000

内税 8.0% ¥222

合計 ¥3,000

お預り ¥10,000

お釣 ¥7,000

佐野市議会公明党議員会様

[証紙切手引受]

ゆうパック 80サイズ
663246310624 〒636-8585 ¥1,070

割引 (内訳) 持込 -¥120

@120 -¥120

小計 ¥950

郵便物引受合計通数 0通

ゆうパック引受合計個数 1個

課税計 ¥950

(内消費税等 ¥70)

非課税計 ¥0

合計 ¥950

お預り金額 ¥1,000

おつり ¥50

3950円÷4人

= 988円

荷物を、しっかりと丁寧にお届けします。

同一あて先割引用
お問い合わせ番号

TO 郵便番号 6368585
おとこ 奈良県生駒郡平群町
吉新 1-1-1
平群町議会事務局
おなまえ 高橋 様
でんわ 0745(45)0012

FROM 郵便番号 3278754
おとこ 栃木県佐野市坂米町
110-5
おなまえ 佐野市議会公明党議員会
菅原 幸 様
でんわ 090(785)6140

お届け通知 必受・不要
お問い合わせ番号 6632-4631-0624

配達希望日 29年10月20日
配達予定日 10月21日

配達希望時間帯
午前中 12時~14時 14時~16時 16時~18時 18時~20時 20時~21時 希望なし

品名 お菓子 (おせんべい)

裏面をご確認の上、品名は必ず正確に記載してください。
(われもの) (なまもの) (ビン類) (逆さま履鞋) (積み重ね)

受付店 佐野郵便局
集荷 () 集荷 () 集荷 ()
サイズ (60) (80) (100) (120) (140) (160) (170)
運賃1料金 950円
送料別 0円
送料別 0円



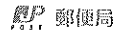
携帯電話からはQRコードもご利用いただけます。

この送り状でパソコンでアクセスしていただくことができます。

配達希望日・時間帯に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。



左記の金額を正に集荷しました。本票をもって集荷店に届けることがあります。



日本郵便株式会社 〒100-8798 東京都千代田区隼1-3-2
運送料一万円未満 (印紙税は非課税)
記載された個人情報等は配達業務の遂行のために使用いたします。
※ 配達料一万円未満 (印紙税は非課税)
記載された個人情報等は配達業務の遂行のために使用いたします。

※金額や発行元などが、枠内に収まるよう、また重ならないように添付してください。

※金額や発行元などが、枠内に収まるよう、また重ならないように添付してください。

平成30年 1月15日

佐野市議会議長 井川克彦様

公明党議員会行政視察報告書

- 1、期 日 平成29年10月23日(月)～10月25日(水)
- 2、視察地及び視察事項
 - (1) 兵庫県相生市
「子育て応援施策 11の鍵」について
 - (2) 奈良県平群町
「被災者支援システム」について
- 3、派遣議員 若田部 治彦、本郷 淳一、菅原 達、木村 久雄
- 4、視察概要 別紙のとおり

相生市視察概要

(1) 兵庫県相生市（平成29年10月23日）

相生市の概要

- ①人口 国勢調査 平成27年10月1日 30,129人
現在 平成29年4月1日 30,209人
- ②世帯数 国勢調査 平成27年10月1日 12,153世帯
現在 平成29年4月1日 13,403世帯
- ③面積 90,40Km²
- ④議員定数 14人
- ⑤政務活動費 議員1人月額 12,000円

視察概要 「子育て応援施策 11の鍵」について

内容

1、子育て応援施策「11の鍵」について

(1) 子育て応援都市宣言に至るまで

国の三位一体の改革の影響により、市の財政状況が危機的状況となる見込みとなり、平成17年3月「相生市財政SOS宣言」を行い、「第1期相生市行財政健全化計画（平成18～22年度）を策定し、平成18年4月よりスタート<第1期行財政健全化の取り組み>の内容

- ①市民への受益者負担
- ②投資的経費事業の見直し
- ③繰上償還等による市債残高の削減
- ④職員数、人件費の削減
- ⑤下水管理センター、図書館業務などの民間委託
- ⑥財政調整基金積立金の増加

以上の取り組みにより、平成17年度当初予算総額をベースに平成22年度当初予算額を約20%削減、その効果額は、27億6千万円となり第1期計画目標は達成、その中で、将来の人口減少が最重要課題として、15歳未満の年少人口が減少することが浮き彫りになり、年少人口の減少は将来の相生市の人口に大きく影響することから、この課題を解決するために、活力向上をめざす「第2期行財政健全化計画（平成23～27年度）をスタート

「第2期行財政健全化計画」では、地域活力向上をするために、選択と集中による投資で、以下の対策を行う。

- ①人口減少対策（転出抑制と転入促進による人口の社会減対策）
- ②教育・子育て・少子化対策（教育環境や子育ての充実）
- ③産業の活性化対策（企業誘致や市内の経済の活性化）

これらを推進するために積極的なPRを展開、その具体的な施策として、子育て応援施策「11の鍵」を実施する。

(2) 子育て応援都市宣言

相生市の目指す方向として、行政資源の均一配分（あれもこれも）から脱却し、行政改革による効果的・効率的な行政経営に取り組み

「選択と集中」により、自主的・自立的な地域経営をめざす。

その姿勢を示すために子育て応援都市宣言を行い、子育て世代をターゲットに子育て・教育支援、定住促進への取り組みを実施し、目標であった「出生数を維持・社会増減数の減少幅が約半分し」概ね目標を達成する。

相生市子育て応援都市宣言（平成23年4月1日）

子どもは次代を担うかけがいのない存在であり、子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育つことは、わたしたちの願いです。

子どもを産み育てやすい環境をつくり、心豊かなたくましい人を育てることは、わたしたちの使命です。わたしたち相生市民は、子供の笑顔があふれ、子育てに喜びを実感できるよう、家庭、地域、学校、行政みんなが手を携え、地域全体で子育てを支えるまちを目指し、ここに「子育て応援都市」を宣言します。

(3) 11の定住促進関連事業

11の定住促進関連事業を「11の鍵」として市内外へのPRを展開

①市内の民間賃貸住宅に新たに入居する、結婚3年以内で、夫婦のどちらかが40歳未満の新婚世帯に、月額1万円の家賃補助を3ヵ年行う「新婚世帯家賃補助交付事業」

②市内に住宅を新築または購入した40歳未満の世帯に50万円を、市外からの転入者で住宅を新築または購入された世帯に年齢制限なしで30万円を5年に分けて助成をする「定住者住宅取得奨励金交付事業」

③市内に出産できる産婦人科がないために課題解消と妊婦の負担軽減として、妊婦が医療機関や外出の際に利用できるタクシーの助成券1万円分（500円×20枚）を贈る「マタニティータクシークーポン事業」

④市内に産婦人科（分娩施設）がないので、通院等での労力・交通費軽減のために出産時にお祝いとして5万円を贈る「出産祝金支給事業」

⑤県事業である小学4年から中学3年までの入院医療費の無料化に加え、市単独事業として通院医療費の自己負担を助成し、無料化を図る。「こども医療費助成事業」

⑥子供が生まれた親に対し、0～2歳まで有料の子育て支援サービス（保育所一時預かり・延長保育、ファミリーサポート、任意の予防接種）に利用できる

子育て応援券2万円分を贈る。「子育て応援券交付事業」

⑦私立幼稚園、保育所・認定こども園に月額8千円を限度に補助する。「保育料軽減事業」

⑧4歳、5歳児を対象に通常保育終了後4時30分まで、月額5千円で預かり保育を実施する。「市立幼稚園預かり保育事業」

⑨6園の市立幼稚園、7校の小学校、3校の中学校で栄養の取れた給食の提供と給食費の無料化をする。「給食費無料化事業」

⑩児童の安全な放課後の居場所づくり、自学自習力と基礎学力の向上を目的に、地域の方々や教員OBの協力のもと、小学校5、6年生を対象に週1回の国語・算数の学習塾、月2回程度の英語・珠算の教室を無料で実施する。「相生っ子学び塾事業」

⑪幼児期から中学校卒業まで、段階に応じた英語教育のため、総合的なプログラムを実施する。「ワンピース・イングリッシュ事業」

(4)「11の鍵」実施後の市民の声

①幼稚園から配膳や食べ方の教育をしてもらえありがたい

②同世代の子供と給食を食べることで好き嫌いがなくなりました。

③子供が小さいときは体調を壊しやすく、不安になることも多いので、医療費の助成があり、安心して病院に行けます。

④給食無料化は、地元の食材を多く使い、栄養のバランスも考えられた給食で、絶対続けてください。

所感

1、定住・子育て支援事業「11の鍵」の中には、本市で行っていたものもあったが、いくつかの事業を組み合わせることで定住促進を促すことが出来ることを認識した。やはり子育て事業の充実が少子化対策に必要不可欠である。

2、本事業に関しては、本市と同様子供は宝である。その宝を大切にするという考え方を元に推進した。特に市長の肝いりで始めたことで定住が促進され、人口減に歯どめがかかったことがわかった。このことから単独計画でなく、総合計画等の位置づけで進める必要性を感じた。

3、人口減少・少子化対策は待ったなしのものである。今回学んだことを活かして、人口増にむけて子育て環境の充実に努めて行きたい。

4、委託により新しい街・古い街を題材に、プロモーション動画を制作し相生市を内外へアピールしていた。本市としてもプロモーション動画制作を推進して行きたい。

平群町視察概要

1. 日 程 平成 29 年 10 月 24 日
2. 視察場所 奈良県平群町（平群町役場、中央公民館避難所）
3. 目 的 災害対策基本法第 90 条の 3 において、災害が発生した際の被災者の救援を総合的かつ効果的に実施する為の基礎となる台帳、いわゆる「被災者台帳」の作成が市町村長に認められたが、その作成は必ずしも進んでいないのが現状である。

『被災者支援システム』は、平成 7 年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、現在、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の「被災者支援システム全国サポートセンター」において、全国の地方公共団体に無償で公開・提供され、「被災者台帳」の作成等に寄与するものである。

今回は、その『被災者支援システム』を先進的に採り入れている平群町の取り組みを視察し、本市の同システム導入への後押しと出来るよう学ばせていただく。

4. 内 容

(1) 避難行動要支援者管理システムについて

- ① 前述の、災害対策基本法の平成 25 年改正により、「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられたが、全国で 6 割しか整備されていない。しかも、その中の約半数は 1 年に 1 回の更新で、確実な救援活動を行うには、データは最新である必要がある。
- ② 10 月末に「被災者支援システム」の Ver が 8.0 になり、標準フォーマット対応となる。

※標準フォーマットとは、全国殆どの自治体の住民情報システムが対応しているもの。
- ③ 今後、標準フォーマットでデータを出してもらえれば、「被災者支援システム」でも、「避難行動要支援者管理システム」でも、そのまま受け入れられようになる。
- ④ TKC と日立情報は既に開始完了なので、この 2 社を使う限りは数ヶ月後には「被災者支援システム」と無料でデータのやり取りができるようになる。
- ⑤ 避難行動要支援者の要件として設けているのは、a) 75 歳以上の独居老人 b) 75 歳以上だけの高齢世帯 c) 要介護度が 4 級の世帯 d) 要介護度が 5 の世帯 e) 精神障害 1 級の障がい者手帳を持っている世帯 f) 身体障害 1 級の障がい者手帳を持っている世帯 g) 療育手帳を持っている世帯 の 7 つの要件。
- ⑥ 「被災者支援システム」を導入する際は、「避難行動要支援者管理システム」も合わせて導入すべき。（「被災者支援システム」は災害時のみ有効で、「避難行動要支援者管理システム」は平常時から使用する）

(2) 質問事項と回答

Q) システム導入に係る関係部門との調整

A) 平成 21 年の導入時点では被災者台帳作成の法的根拠が無かったが、平成 25 年改正の災害対策基本法第 90 条の 3 で被災者台帳の作成及び作成の為の個人情報の目的外利用が明文化され、調整不要となっている。

Q) システム導入・運用に必要な技術や知識について

A) 「被災者支援システム」は、ハードウェア以外は無償で導入できるよう、Linux (リナックス) を採用している。

Q) 「被災者支援システム」用データの自動抽出について (平常時の準備)

A) 災害発生時に、住基システムから必要な住民情報を抽出し「被災者支援システム」にセットするには、電算担当の専門職員が必要で難しいし、住基システムがクラウド化されていると、通信が遮断された段階で、住民情報の抽出は出来なくなる。

A) また、避難行動要支援者データも、自動で毎日連携できる仕掛けを西宮市にお願いして先月できたので、一番新しい「避難行動要支援者管理システム」では、データの自動連携が可能となっている。

Q) 運用の難しさについて

A) システムは導入するだけでは意味が無く、いかに運用するかが大事。

実際、熊本県南阿蘇村の災害の際に、災害発生の翌日には「被災者支援システム」が立ち上がったが、職員がその機能を理解しておらずに、せっかくシステムが立ち上がったにも関わらず機能せず、罹災証明が発行されたのは、1ヶ月後である。

Q) システムのバックアップについて

A) 「被災者支援システム」については、そのもののバックアップは持っていない。平群町は、西と東に山があり、通信経路が南北にしか持てないので、激甚災害の際には通信が遮断する事が想定され、一般的に理想とされるクラウドにデータを預ける事が出来ない。そのため、データ自体を庁舎内に持ち、且つ、システムは庁舎内の一番安全な場所に置き、「被災者支援システム」は強靱なラックに収納し、それだけがあればシステムが使えるようにし、それ自体がバックアップであると考えている。

Q) 職員研修の実施について (平常時の準備)

A) 「被災者支援システム」は、災害発生時には職員が全員使用するシステムであり、平常時は次のような状態になると思われる。

- ・防災担当以外は「被災者支援システム」の存在を知らない
 - ・システム導入が目的になり、導入後に放置される
 - ・誰が使うのか？何に使えるのか？を知らないで、いざという時に使えない
- ⇒これらの対策として、職員研修を実施するしかない。

(職員に地域防災計画を再確認と同時に「被災者支援システム」の機能を説明)

Q) 情報漏えい対策について

A) 「被災者支援システム」は、「避難行動要支援者管理システム」と連携することにより、障がい者手帳や要介護度など高度な個人情報と連携するだけでなく、

ver6.00以降はマイナンバーとの連携も可能になっているので、以下の情報漏えい対策がとられている。

- ・利用者ごとに権限を設定できる（不要な情報にアクセスできない）
- ・住基情報と連携するため、個人情報利用事務系ネットワーク上に置かれる
- ・サーバーそのものにアクセスするには、ID/PWが必要
- ・災害発生時には、防災担当者が「開始処理」をしなければシステムは利用できない

※平群町では ver8.00 からマイナンバーに対応する

Q) 標準仕様によるデータ連携について

A) 自治体内には各種の情報システムがあり、異なるシステム間でデータを連携するには、出力側と入力側の書式が同じである必要があり、「被災者支援システム」においてもそれが障壁となり、システム導入の課題となっていた。⇒標準仕様で対応させる (ver8.00)

※【標準仕様とは】

一般社団法人全国地域情報化推進協会の定める「地域情報プラットフォーム」全国自治体の住基システムの大半が「地域情報プラットフォーム」準拠なので、佐野市のシステムがこれに対応していれば、順次、「被災者支援システム」へデータを出すことが可能になる。

(3) 防災かまどベンチについて

防災かまどベンチは、普段はベンチとして使用し、災害発生時にはかまどとして使用する物で、災害時の地域での食事の確保や、避難訓練の際に炊き出しを行う事で、地域の交流や防災意識の向上などに役に立つものである。

平成25年から「防災かまどベンチ実行委員会」を立ち上げ、5カ年計画で、災害時指定避難所などに13基を設置した。ベンチは、地域のボランティアによる手作りで製作し、材料費は、赤い羽根共同募金やJR西日本あんしん社会財団の助成、住民からの募金でまかなう。

防災かまどベンチ自体は、お金を出せば購入できる物だが、それを取って地域のボランティアによる手作りで取り組むことで、地域の住民の絆や連帯感を深めて、皆で協力して作ったという経験が災害時にも地域で助け合う心に繋がっていくとの思いをひとりひとり持たれて日々これを進めてきている。

5. 所管

- ① 「被災者支援システム」の必要性に加え、「避難行動要支援者管理システム」の果たす役割の大きさ、重要性を始めて知る事になりました。やはり、日常的な備えが大切であるとの認識を新たにしました次第です。
- ② 今回の視察を通し、これまで導入にネックとなっていた庁舎内のデータ連携については殆ど解決され、「被災者支援システム」導入の環境は整いつつある事が分かった。
- ③ あとは、それをいつ、誰が本気になってやろうとするかだけの問題である。一日も早く地域の安心・安全に貢献できるよう、システム導入を進めて参りたい。

以上

行政視察報告書

2017.11.15

1. 日 程 平成 29 年 11 月 15 日
2. 視察場所 群馬県富岡市（富岡市役所内）
担当者：都市計画課 小島課長、同課景観係 富岡係長
3. 参加者 木村久雄、菅原達（報告者）
4. 目 的 近年、佐野市において、太陽光発電事業による生活環境への影響が懸念される中、市民から、富岡市において「太陽光発電を許可制にし、市内全域を対象とする条例を制定する」といった新聞記事に関する情報提供があり、詳細を伺いに赴いた。
5. 内 容

(1) 富岡市における現状と条例制定の背景について

- ① 富岡市は、以前は 1000 m²以上の土地開発事業に対し、「土地開発指導要綱」によって書類チェックを行っていたが、東日本大震災以降、太陽光についてはその対象から除外する事になり、その後の 3 年間は、農地転用をかけると簡単に設置が可能となったため、「何の説明も無く突然パネルが設置された」とか、「集中豪雨で法面から泥水が流れ込む」といった心配の声が近隣住人から寄せられていた。
そこで、1000 m²については、「土地開発指導要綱」に再度太陽光を加える改正を行った。
- ② また、富岡製糸場周辺地域、いわゆるバッファゾーンの保存すべき地域の空き地に太陽光が設置され、規模が 200～300 m²のためどうしても規制できずにいた。
- ③ また、妙義山など周りの山並みの勝れた景観を有する地域にあって、その山の斜面にパネルが出来たり、逆に山の眺望点から見下ろした場合の景観などを考えると、太陽光が観光面でマイナスとなる懸念があった。
- ④ さらに、身近な住宅地のちょっとした周りの山の斜面にパネルが設置され、土砂災害が起きてしまう事が最も大きな懸念であった。
- ⑤ そこで、県内の先行事例（高崎市・前橋市・太田市）の条例を見ると、風致地区とか山の回りの観光地などに限られ、それでは町場などの身近な事例に対処できないので、景観条例を市内全域に掛けている事も踏まえ、条例を市内全域に掛けることを目指した。

(2) 条例の概要とポイント（詳細は別添資料参照）

- ① 富岡製糸場周辺地域（バッファゾーン）については、面積要件は無く地上設置型については全て対象とし、その周辺は 300 m²以上の規模を対象とする。
- ② 市内全域を景観計画区域と定める景観計画に沿い、市内 10 箇所程の「眺望拠点」から、太陽光パネルが見えてはならないとか、設置する場合は周りの景観に配慮するとか、植栽するなどが求められ、条例の施工規則の中で細かく定めることになる。

- ③ 設置に当たっては、区長の同意ではなく、市の審査を通じて行われる。
また、事業者自らが説明会を開きその記録の提出と、地域から要望があった場合、どのように対処するのかといったやり取りの記録の提出も求められる。
- ④ 市の審査は、専門家による審議会を設け、そこで技術的に問題無いか、経済性、景観面などを審査し、最終的に市長が許可する。
- ⑤ 審議の結果として仮に「不許可」となっても、事業者に対する賠償は負うつもりはないが、判定基準などに対する不服申し立てが事業者から起こされる可能性はある。
- ⑥ 条例制定に際し重視する点としては、・景観面 ・施工時の安全性 ・説明会の開催 とし、地元と事業者の窓口を繋ぐ事に重点を置くことで、まじめな事業者だけしか残らないようになると考える。
- ⑦ 市内全域を対象とした条例を定める為には、市内全域で共通する話題としての「景観」をベースとしてきた。（災害をベースとすると地域に限られる可能性がある）

(3) その他

- ① 富岡市としてのメリットは、メガソーラークラスの事業の場合に、固定資産税が入ってくるという点。
- ② 地域で得られるエネルギーを、地域外の事業者が自分達の利益の為にそれを利用する事に対する規制、具体的に地域外の事業者の参入を規制するなど、は今後必要性が出てくるかと言うと、大きな意味で憲法上の問題に絡み、市としては太刀打ちできない事になる。
- ③ 財産権に対する過度な制限などの懸念については、きちんとした手続きを踏めば設置が出来ない訳ではないので、心配ないだろうとの弁護士の見解を頂いている。

6. 所管

- ① 富岡市は、「富岡製糸場」という世界遺産を抱え、妙義山などの風光明媚な地域性から、以前から「景観」を大切にする風土があり、既存の景観計画の対象地域が「市内全域」と定められていた背景がある。そして、それを拠り所とし、市内全域を対象に許可制を敷く事を目指しているところが特徴であり、本市においても景観計画の対象を市内全域としている事を踏まえると、同様のアプローチが可能であると考え事ができる。
- ② ただし、単に「景観」だけを拠り所にした訳ではなく、住宅地のちょっとした斜面にも太陽光パネルが設置されて、土砂災害の危険性が増すのではないかと、といった懸念を行政としても抱き、市内全域を規制対象とする必要性を感じていた点も大事な要因と言える。
- ③ つまり、市内全域の安全性を確保する為にも、「景観」という視点を前面に出し、規制条例に対する事業者や市民の理解を得やすくするものと考えられ、その柔軟なアプローチについては、本市でも大いに参考にすべきであると言える。

以上